

## 独立行政法人等の役員に就いている 退職公務員等の状況等の公表について

「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)、「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定)及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成 14 年 4 月 26 日閣議決定)に基づき、次のとおり公表いたします。

### 独立行政法人教職員支援機構

令和5年10月1日現在

役 職	氏 名	就任年月日	経 歴
理事長	○荒瀬 克己	令和 3 年 4 月 1 日	昭和 52 年 4 月 京都市立堀川高等学校常勤講師 昭和 53 年 4 月 京都市立伏見工業高等学校教諭 昭和 60 年 4 月 京都市立堀川高等学校教諭 平成 7 年 4 月 京都市教育委員会指導部学校指導課指導主事 平成 10 年 4 月 京都市立堀川高等学校教頭 平成 15 年 4 月 京都市立堀川高等学校校長 平成 24 年 4 月 京都市教育委員会教育企画監 平成 26 年 4 月 大谷大学文学部教授 (～令和 3 年 3 月 31 日) 平成 31 年 4 月 国立大学法人兵庫教育大学理事(非常勤) (～令和 3 年 3 月 31 日) 令和 2 年 4 月 関西国際大学基盤教育機構特遇教授 (～令和 3 年 3 月 31 日) 令和 3 年 4 月 独立行政法人教職員支援機構理事長
理 事	○鍋島 豊	令和 5 年 5 月 1 日	平成 8 年 4 月 文部省採用 平成 13 年 4 月 内閣官房副長官補付 平成 15 年 4 月 文化庁文化財部美術学芸課 平成 17 年 4 月 岡山県教育委員会生涯学習課長 平成 20 年 4 月 文部科学省スポーツ・青少年局青少年課課長補佐 平成 23 年 7 月 文部科学省高等教育局視学官 平成 25 年 10 月 文部科学省生涯学習政策局社会教育課 地域・学校支援推進室長 平成 27 年 10 月 文部科学省大臣官房広報室長 平成 29 年 3 月 文部科学省大臣官房付 平成 29 年 7 月 独立行政法人日本スポーツ振興センター 経営戦略室企画調整役 平成 30 年 2 月 独立行政法人日本スポーツ振興センター経営戦略室長 平成 30 年 10 月 文部科学省大臣官房付 高等教育局主任大学改革官 令和 2 年 8 月 文化庁文化財第二課長 令和 3 年 7 月 文化庁文化財第一課長 令和 4 年 9 月 文部科学省大臣官房付 (内閣官房こども家庭庁設立準備室参事官) 令和 5 年 3 月 文部科学省退職 令和 5 年 4 月 独立行政法人教職員支援機構審議役 令和 5 年 5 月 独立行政法人教職員支援機構理事

※上記の表中、氏名の前に○を付けている役員は、以下「(参考)」に基づき公表するものです。

### (参考)

#### 「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定) III-4-(2) (抄)

ニ 各独立行政法人等(独立行政法人等情報公開法の対象法人)の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

#### 「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定) II-3-(2)-⑥ (抄)

ア 各独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)の対象法人)の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

#### 「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成 14 年 4 月 26 日閣議決定) 6 (抄)

(4) 法人は、その役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社又は一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努めていること。